

令和 2 年 11 月 25 日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会 11 月第 2 回会議会議録

（第 1 日目）

令和2年七ヶ浜町議会定例会11月第2回会議会議録

令和2年11月25日（水曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
9番	渡邊淳君	10番	遠藤久和君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（13番） 佐藤衛君

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健康福祉課長	渡辺文昭君
長寿社会課長	遠藤裕一君
防災対策室長	石井直紀君
会計管理者	斎藤重俊君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	鈴木雅浩君

事務局職員出席者

議会事務局長	庄子克也君
同書記	米本哲也君

議事日程 第1号

令和2年11月25日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第55号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第56号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第57号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 報告第13号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）」

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第55号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第56号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一

部を改正する条例について

日程第 5 議案第 57号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 報告第 13号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）」

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日、11月25日は休会の日ですが、議事の都合により令和2年七ヶ浜町議会定例会を再開し、11月第2回会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番熊谷明美議員、6番佐藤壮一議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和2年七ヶ浜町議会定例会11月第2回会議の日程は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、11月第2回会議の日程は、本日1日間と決しました。

諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、11月10日、宮城黒川地方町村議会議長会主催による委員長研修会が開催されました。今年度は新型コロナウイルス感染症対策としまして会場を委員会ごとに分けての分散開催となり、大和町で開催された議会運営分科会には議会運営委員長の渡邊 淳議員が、利府町で開催された総務産業分科会には総務産業常任委員長の佐藤壮一議員が、松島町で開催された教育民生分科会には私が参加をし、委員会ごとの課題研究についてを研修してきております。

次に、11月16日、宮城県町村議会議長会主催による宮城県町村議会議長会議が開催され、私

が出席をし、令和3年度事業計画、予算案などについて審議してきております。

同じく16日、宮城県知事と宮城県町村議会正副議長との意見交換会が開催され、私が出席をしてきております。

次に、11月17日、宮城黒川地方町村議会議長主催による表彰式並びに議員研修会が開催され、総務産業常任委員会所属の議員と私が出席をし、議員の活動は健康づくりからと題しました講演を拝聴してきております。

なお、本日の会議に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） ここで寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは令和2年定例会11月第2回会議に御提案しました議案の説明をさせていただきます。

今回提出いたしました議案等の詳細につきましては後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第55号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町職員の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第56号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についても人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の特別職の職員で常勤のものの期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第57号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についても人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の議会議員の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、報告第13号令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事の工事請負変更契約の締結については地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての6に該当する案件のため、契約を締結することについて1件の専決処分の報告を行うもので

あります。

以上、御提案申しあげました議案等につきまして、御審議をいただき御同意賜りますようお願い申しあげ、説明とさせていただきます。

日程第3 議案第55号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第55号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは議案第55号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

提案理由は、人事院勧告及び国における法改正に鑑み本町の職員の期末手当についても同様の扱いとするものでございます。

人事院勧告につきましては、人事院が民間事業所の給与を調査したところ、国家公務員のボーナスの支給割合が4.50月に対し民間が4.46月であったことから民間の支給割合との均衡を図るため4.50月分から0.05月分減じて4.45分とする勧告が出されたものであります。このため、本町においても民間の支給状況を踏まえ、人事院勧告や国における法改正を参考に期末手当の支給割合で格差相当分を減額することとしたものです。

なお、期末手当は現時点では4.50月のうち6月・12月共に1.30月ずつで、計2.60月ございます。残りの1.9月分は6月・12月の勤勉手当でございます。

議案参考資料につきまして、基づいて説明させていただきます。議案参考資料1ページ、第1条職員の給与に関する条例新旧対照表を御覧ください。

ここでは同条例第19条第2項の期末手当の支給割合100分の130を100分の125に改めるものであります。

次に、同条第3項では再任用職員への適用について100分の130とあるのは100分の72.5と読み替える規定を100分の125とあるのは100分の72.5と改めるものです。

議案書2ページの附則を御覧ください。

この第1条については公布の日から施行するもので、今年12月の期末手当に適用するもので

す。

次に議案参考資料3ページ、第2条の新旧対照表を御覧ください。

第1条で改正した12月の期末手当の支給割合は100分の125になりますが、6月の期末手当については100分の130であることから0.05月分を6月・12月に分け、同じ支給割合の100分の127.5に改めるものです。同条第3項の再任用職員へ適用する読み替え規定についても同様でございます。

議案書の附則をまた御覧ください。

この第2条の改正は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案参考資料5ページ、第3条一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

同条例第8条第3項において、特定任期付職員の期末手当についても100分の130とあるのは100分の170と読み替える規定を100分の125とあるのは100分の165と改めるものでございます。

議案の附則をまた御覧ください。

この第3条の改正は公布の日から施行するもので、今年12月の期末手当に適用するものです。なお、現在本町には特定任期付職員に該当する職員はおりません。

次に、議案参考資料6ページ、第4条の新旧対照表を御覧ください。

第3条で改正した特定任期付職員の支給割合についても0.05月分を6月・12月に分け、100分の125とあるのは100分の165と読み替える規定を100分の127.5とあるのは100分の167.5と改めるものでございます。

また議案書の附則を御覧ください。

この第4条の改正は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 5点ほど質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 3点、先にお願いします。

○12番（歌川 渡君） まず第1点目は、国や人勸の資料によりますと民間の支給割合が4.46、今回公務員の支給月額が4.5、それと民間との均衡差を是正すると、均衡を図るために引き下げるといことで4.5を4.45としました。要するに、民間が4.46なのになぜ0.01月分と低くなったのか。その要因について説明を求めたいと思います。

2点目、今回の期末手当の引き下げによる宮城県の場合と県職員の場合、約11万9,000円ほ

ど減額されておりますが、本町での期末手当の引き下げによる職員の平均金額は幾らなのか伺いたいと思います。

3点目です。今回の期末手当の引き下げに当たって町の職員からの合意を取っているのかどうか。その点、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1点目、総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） まず1点目でございます。人事院勧告につきましては例年七ヶ浜町でも参考とというか準拠しているものでございまして、今回についても人事院勧告の率に合わせてするものでございます。

それから2点目につきましては宮城県は1万9,000円でございます、本町につきましては平均が1万5,766円でございます。1万5,766円が平均でございます。

それから3点目につきましては職員組合に説明をいたしまして、了解をいただいております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。1問目の。

○12番（歌川 渡君） 1点については当人事院に倣って特にそう考えたこともないということですね。

2点目については、そうするとこの歳出に当たっての職員の一般職員等の総数と1人当たりと給与支給月額について説明を求めたいと思います。1点1点だな、ごめんなさい。

1点目については、2点目については今言ったように一般職員等の算出したときの人数と1人当たりの給料支給月額について平均月額について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1点目はよろしいんですね。2点目の2回目です。月額の関係です。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） お答えします。まず職員については173名で算定してございます。

それから給料についてはあれですけども、期末の平均額は今手元でございますのでお答えいたします。35万6,103円が期末手当の平均額でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 伺います。職員数が173名とお話しされました。町の私の認識が低いのかどうか分かりませんが、令和元年度の決算状況、要するに決算カードです。それを見ますと一般職員等については一般職員146名、内技術技能労働者等3名、教育公務員1名、147名、そして1人当たりの給与支給月額がそれぞれ平均しますと29万8,816円となっております。そこから、そういうことから多分算出しているかと思うんですけども、そこで伺いたいのは

173名という話がありました。その内訳について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） まず常勤職員、そちらについては156名でございます。それから再任用職員が10名、再任用の短時間勤務の職員が3名、それから任期付職員が2名、自治法派遣職員が2名でございます。以上、合計で173名でございます。自治法派遣は2名でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、3問目の2回目。

○12番（歌川 渡君） 要するに、そうすると労働職員互助会職員組合との話は十分されたというところであります。何回ほど200または総務課との話し合いを行ったのか回数について。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 1回でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 伺います。職員組合互助会職員組合のほうでは管理者としてその互助会の中で1回の会議の中で十分職員の合意が得たということで認識されたのか。その点、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） そのように認識いたしました。

○議長（岡崎正憲君） もう3回いきましたので。ほかに質問ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ歌川議員、残り2問お願いします。

○12番（歌川 渡君） 残りの2問です。関連して1つは先ほど1回の話し合いを設けたということでございます。そこで当局の説明を伺いたいと思います。

1つは労働基本法の第2条1項に労働条件の決定というのがあります。労働条件は労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものであると書いてあります。そして、労働契約法の第3条労働契約の原則とあります。3条の1項に労働契約は労働者と労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結しまたは変更すべきものであるということ書かれています。それを踏まえて伺いたいと思います。公務労働の労働条件合意は前提として今言った合意であります。ところが、地方自治法地方自治団体は職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を仕儀するなどに必要な措置を講ずるために公平委員会というのが設けられています。要するに、地方公務員の労働基本法の今ストライキとかそういうのが制限されていることによって代償の措置であります。そこでこのまず労働基本法契約法の中から照らし

て再度伺います。使用者である互助会の職員組合が十分にその対等の立場でされたというところで認識されたということではありますが、十分なこの立場に立って十分と言えるのかどうか。その点がまず第1点。

そして2点目は公平、町としては公平委員会は設置されていません。昭和41年から県との契約で委託しています。そこでその委託先である県の公平委員会で七ヶ浜の今回の賃下げ、期末手当の引き下げに伴う審査の経過結果についての説明を求めたいと思います。

次、今回の2問目。今回の引き下げ額は人事院勧告が変わらない限り今回の改定は引き下げは10年、しかし度々引き上げの勧告がされておりますが、その中で今回の引き下げ額は人事院勧告が変わらない限り今後毎年の毎年、この額が減額されるということで理解していいのかどうか。その点、説明してもらいたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 今2問と言いましたけれども、3問の形になっていますので3問としての回答をお願いしたいと思います。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） まず、1点目の十分かどうかということについては十分とは理解しているところでございます。それから県のほうでございまして、県の人事委員会がございまして、県の人事委員会と特に連絡を取ったわけではございませんが、県の人事委員会のほうで同じように県に対して勧告を出しております。その勧告については期末手当は0.05月下げるように、それから月例給については余りにも少なかったものですからその勧告はなかったと思います。ですので、人事院勧告と同じ内容で県の勧告がなされているということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 最後の人勧の今後の問題について。

○総務課長（高橋 勉君） 最後の人事院勧告については、そのときどきの状況によって民間調査、民間の事業所50人以上の事業所を調査するわけでございますけれども、今後の状況については、例えば今回の下げるのが9年ぶりか10年ぶりだったかと思いますが、今後の経済情勢とかなにかによっては変わってくるものと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問です。要するに、この公平委員会、町として委託しているんです。ということは、県の人事委員会ではなく今回の七ヶ浜のこの職員の数とあとは月収に基づく期末手当が妥当なのかどうか国の人事院勧告に基づいて町としての調査を委託してその調査結果を踏まえて判断するというのがルールではないかと思うんですけれども、町の町として公平委員会に状況の調査とかそういうものについてはしなかったということで理解してよろしいですね。

- 議長（岡崎正憲君） 総務課長。
- 総務課長（高橋 勉君） 公平委員会については職員から同意が得られておりましたので、そちらまでには至らなかったということでございます。
- 議長（岡崎正憲君） 歌川議員。3回目です。
- 12番（歌川 渡君） 本来ならそのまず公平委員会に調査依頼してその結果を踏まえて互助会職員組合とのこういう状況になったので納得していただけないかとかどうなんですかというのが普通の流れのルールではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。その進め方について正しい進め方だったのでしょうか。
- 議長（岡崎正憲君） 総務課長。
- 総務課長（高橋 勉君） これまでも大体人事院勧告について準拠してきた経緯がございますので、今後ともそれに従ってまいりたいと思います。
- 議長（岡崎正憲君） 3問目、歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） 次に移ります。要するに、私が聞いたかったのは今度アルサゲではなく今回下がったんです。だから、その決定までずっとこの金額で行くんですかという話です。答弁を。
- 議長（岡崎正憲君） 今、最後の3問目の再質問と受けました。総務課長。
- 総務課長（高橋 勉君） 公平委員会についても同意が得られない場合は公平委員会に相談というんでしょうか、したいとは考えてございます。
- 議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。歌川議員。

- 12番（歌川 渡君） 議案第55号日本共産党の歌川です。まともな答弁がないので本当に、12番日本共産党の歌川です。

議案第55号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

当局による提案理由は人事院勧告及び国における法改正に鑑み本町の職員の期末手当についても同様に扱いとするものであるというものであります。その改訂概要は令和2年人事院勧告において民間のボーナス支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給割合を改定することが勧告されたことから令和2年12月期の期末手当の支給割合を10分の5の引き下げ、令和3年度以降は6月期と12月期に均等に割り当てると提案しております。今回の引き下げ勧告は2010年

は大事で、感染の確立、別に公務員の方だけが同じような場合ではなく民間の方も同じようになっているということでもありますので、今回はこの勧告に従うべきだということ賛成といたします。以上。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第56号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案第56号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

提案理由は人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の特別職の職員で常勤のものの期末手当についても同様の扱いとするものでございます。

特別職である町長、副町長、教育長についても期末手当の支給割合の格差相当分を減額することとしたものでございます。

議案参考資料にて説明させていただきます。議案参考資料7ページをお開き願います。

7ページの第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表を御覧ください。同条例第4条第1項の期末手当の支給割合100分の170を100分の165に改めるものでございます。

次に議案書4ページの附則を御覧ください。

この第1条については公布の日から施行するもので、今年12月の期末手当に適用するものでございます。

次に議案参考資料8ページ、第2条の同条例新旧対照表を御覧ください。第1条で改正した

12月の期末手当の支給割合は100分の165になりますが、6月の期末手当については100分の170であることから0.05月分を6月・12月に分け同じ支給割合の100分の167.5に改めるものでございます。

次に議案書の附則を御覧ください。

この第2条の改正は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第57号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案第57号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

提案理由は人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の議会議員の期末手当についても同様の扱いとするものでございます。

議会議員の皆様についても議案第56号の特別職同様、期末手当の支給割合で格差相当分を減額することとしたものでございます。

議案参考資料にて説明させていただきます。議案参考資料の9ページをお開き願います。

第1条議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表を御覧ください。

同条例第5条第3項の期末手当の支給割合を100分の170を100分の165に改めるものでございます。

議案書の6ページ附則を御覧ください。

この第1条につきましては公布の日から施行するもので、今年12月の期末手当に適用するものでございます。

次に議案参考資料10ページ、第2条の同条例新旧対照表を御覧ください。

特別職同様、0.05月分を6月・12月に分け、同じ支給割合の100分の167.5に改めるものでございます。

次に議案書の附則を御覧ください。

この第2条の改正は令和3年4月1日から施行するものです。

以上、御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第13号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）」

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、報告第13号専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第13号専決処分による工事請負変更契約の締結について（令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事）を説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

本契約につきましては令和2年度長須賀多目的広場管理棟新築工事で、令和2年6月会議の

議案第32号をもって工事請負契約締結の議決をいただき、令和2年9月会議の報告第11号において変更契約の報告を行ったものであります。

今回の変更契約につきましては、令和元年6月に議決されました地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての6に該当する案件であることから専決処分としたものであります。

現契約金額5,864万4,300円に492万2,500円増額し6,356万6,800円に変更するものであります。変更の事由につきましては、建物設備関係の増工によるものであります。

契約の相手方につきましては有限会社遠藤工務店であります。なお、工期に変更はなく、令和3年1月29日までとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。

本日朝当局から説明に伴う工事建物概要も図面または変更内容についても文書を頂きました。それに基づいて1点のみ質問させていただきます。場所は事務室であります。事務室に新たに設置されるカウンターについて伺いたと思います。まず、今朝の説明では利用者の利便性と環境の整備ということですが、カウンターの増設の契約変更の理由、利用者の利便性と環境等の設備の棟との関連性について説明を求めたいと思います、このカウンターの設置がどのように関連するのか、1点のみです。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） それではお答えいたします。

まず、例えば管理棟なんですけれども、事務室内の解放等もまず想定された場合、利用者の休憩や中での軽食とかそういったものにも利用できることと考えまして設置いたしました。以上であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） まず事務室に開放した場合、入る。大雨のときとかそういうときに入室するのかもしれませんが、事務室には一定の管理すべき書類等々も当然あるかと思えます。そういうところに複数のそういう人が出入りされることが保安上妥当なのかどうか、その点。本来ならちゃんとあずまやとか一定の日よけの日射病とかいろいろなそういうものに対するあずまやとかそういうものをところどころに設置してそういうところの避難と災害時の一時避難場所にするとかそういうことが妥当だと思うんですけれども、この事務所を開放すること

がまず妥当なのかどうか。その点と、解放された場所、場合にそのカウンターが何のために使うのか。椅子になるのか、その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まずカウンターはテーブルとして利用を考えております。あと、先ほど開放と話はいたしましたけれども、機密書類とかそういった部分は管理棟には設置とか配備考えておりませんので、別に警備上の問題はないと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 続いて、町長から答弁あります。

○町長（寺澤 薫君） カウンターについては、例えば町の観光パンフとかいろいろなお知らせとかそういったものも置かせていただくとか、いろいろフレキシブルに利用できるということ。花渕につくった観光センターとかもやはり後でテーブルを置いたりとかというのではなく、作り付けでそういったものを置ける。その管理棟ですから事務を執るというよりはその多目的広場の利用者の方々に来ていただいてそういったものを情報発信したり、今回の変更については日陰部分でベンチを置いたりということで木陰がまだできてありませんので、近くに遊具などが置いておりますので、そういった部分では何かの対応にできるような場所ということで柔軟に考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、担当課と説明と町長の説明と全く違いますよね。その点、後で精査していただければと思います。

そして、窓口カウンターにおいていろいろなパンフレットとかを置いて中に職員がいっぱい職員が入る一般者が入るのか、それとも窓際からそういうのを取るのかどうか。その点をまず伺いたいと思います。そして、もし中に入って閲覧したり資料を提供するのであれば私カウンターにするよりはよく銀行などの縦型に町でも1階のフロアにありますよね。縦型のああいものを置いたほうが見やすいのではないかと思います。ましてや、カウンターの幅見ると36センチメートルです。置くスペースというのは縦にしか置けないです。こう置けないんです。置けなくはないんですけれども、この36センチメートルの幅でこう置くからその資料が全く見えない。こう置くとするといろいろなスペースが必要となる。10メートルないと足りないんです。そういう点ではこのカウンター、あとは課長の説明ですといろいろな話し合いのスペースにでも来客したときのスペースにするんだということではありますが、そのときに言われたのがテーブル、机が公金で買えないのでテーブルにしたんですということを言いました。ちょっと伺います、そこで、再度それについても。テーブルを置いたら椅子は必要ないんですか。椅子はど

うするんですか。それについては朝の説明ではありませんでした。そういうことを考えると今言った資料の提出方含めるとカウンターではないやり方でやるのが妥当ではないかと思いません、スペースの確保とか。そういう点はどうなんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） ただいまの3問目になっておりますので気をつけてください。3問です。副町長。

○副町長（平山良一君） 歌川議員さんおっしゃるように、いろいろな使い方というのが今後想定されると思いますので、縦型のラックが必要かどうかということについても今後検討されるものと思います。それから、事務を執るスペースが必要かどうか、そういったことについても今後必要になってきますが、検討する必要がなってきますけれども、それにつきましても書類の管理、そういったものについては鍵のかかるとかそういったそんな軽微なものしか置かないということだと思いますけれども、その辺につきましても今後検討させていただきたいと思います。今のところはそういう工事変更に伴うものについてはこの程度にとどめておいたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、備品の購入、椅子等の購入の件についても質疑出ていますので。副町長。

○副町長（平山良一君） 椅子についても今後検討するということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので質疑を終了し、本報告について終了いたします。

以上をもって11月第2回会議に付議されました……。専決処分の報告でございますので、討論はございません。

以上をもちまして11月第2回会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は11月26日から12月28日までの33日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日11月26日から12月28日までの33日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時49分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年11月25日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員